

苫小牧市  
介護保険窓口等業務委託

ヒアリング実施要領  
及び  
評価基準

令和8年3月

苫小牧市

## 1 ヒアリングの実施

### (1) 実施主体

提案書の審査及び評価に当たり、苫小牧市介護保険窓口等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が提案者に対するヒアリングを実施する。

### (2) 実施方法

ア ヒアリングは、提案書を提出した提案者に対して実施する。

イ ヒアリングは、令和8年6月1日（月）から6月5日（金）までの間のうち苫小牧市が指定する日に、苫小牧市役所の指定場所において実施する。なお、開始時間及び実施場所は、提案者に事前に通知する。

ウ ヒアリングは、提案者1者ずつの呼び込み方式により実施し、1者当たりの説明時間は30分以内とする。また、説明後、20分間の質疑応答の時間を設ける。なお、説明時間及び質疑応答時間に、機材等の準備に要する時間は含まない。

エ ヒアリングの説明者は、提案者1者につき、補助者を含めて4名以内とする。

オ ヒアリングにおける説明内容は、提出のあった提案書に基づくものとする。なお、追加の資料提出や提案書に記載のない事項の提案は認めない。

カ 説明に当たっては、プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。なお、使用するプロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、ノートパソコン等の機材については提案者が用意すること。

キ 提案者は、ヒアリングを実施する日の1週間前までに、説明者の役職及び氏名並びにプロジェクター等の使用有無について市に連絡すること。

ク ヒアリングは、非公開とする。

ケ 真にやむを得ない理由がある場合を除き、ヒアリングに欠席した場合は、失格とする。

## 2 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

## 3 受託候補者の選定

提案書等の内容及びヒアリングの結果に基づき、委員会が評価基準に基づき評価を行い、受託候補者を1者選定する。

## 4 結果通知・公表

選定結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。また、市ホームページにおいて公表する。

## 5 その他

(1) 提案書の内容に虚偽があった場合は、提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行う場合がある。

(2) 本要領に定めることのほか、ヒアリングの実施等に当たり必要な事項が生じた場合には、市から提案者に通知する。